東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）使用内規

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成２９年４月１１日　機構長裁定

（趣旨）

1. この内規は、東北大学研究推進・支援機構知の創出センター（以下「本センター」という。）が

所管する東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）の使用について必要な事項を

定めるものとする。

（範囲）

第２条　東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）は、本センターが主催する知の

フォーラムプログラムで優先的に使用するほか、次の各号の一に該当する場合に使用させることがで

きるものとする。

　一　東北大学（以下「本学」という。）以外の大学又は学術団体が、本センターと共催する研究会等に使用する場合

二　本学全体の事業推進又は管理運営に係る会合等に使用する場合

三　本センター及び本部事務機構以外の本学の他部局が研究集会等に使用する場合

四　その他東北大学研究推進・支援機構知の創出センター長（以下「センター長」という。）が特に認

めた場合

２　前各号に掲げる使用は、一時的に開催する研究会等に限るものとし、継続的に実施する講義、セミ

ナー、会合等の使用はできないものとする。

（使用申請）

第３条　東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）の使用を希望する者は、別に定める使用申請書を本センターに提出し、事前にセンター長の許可を得なければならないものとする。但し、本センターが使用する場合については、使用申し込みの連絡を以って足りるものとする。

２　前条第1項第二号から第四号に係る使用申請は、当該使用の開始日の一ヶ月前から受け付けるものとする。

（使用許可）

第４条　センター長は、前条第1項の申請があったときには、センターの業務に支障がない場合に限り、

許可するものとする。

２　センター長は、前項の規定により使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付するものとする。

３　前二項に定めるもののほか、本学以外の者に係る使用許可については、国立大学法人東北大学不動産等貸付事務取扱細則によるものとする。

（使用料）

第５条　使用料（建物及びその付帯施設に係る基本料金並びに光熱水料等の実費弁償的な付帯料金を含む。以下同じ）は、別表のとおりとする。

　（使用料の納付）

第６条　使用者は、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。ただし、本センターが主催する知のフォーラムプログラムで使用する場合及び第２条第１項第二号に掲げる事由で使用する場合には、使用料の納付を要しない。

２　既に納付した使用料は、返付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を返付することがある。

一　災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。

二　第９条第１項第一号の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

３　第１項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは、使用料の全部又は一部を徴収しないことがある。

（目的外使用禁止）

第７条　使用者は使用の許可を受けた目的以外に東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

（原状変更等）

第８条　使用者は、東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。ただし、センター長の承認を得た場合は、この限りでない。

（使用の許可の取り消し等）

第９条　センター長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

　一　本学において使用する必要が生じたとき。

　二　使用者がこの内規及び許可条件に違反したとき。

２　前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

（原状回復）

第１０条　使用者は、使用を終わったとき又は前条の規定により使用の許可を取り消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

（損害賠償）

第１１条　使用者は、故意又は重大な過失により施設等を損傷し、又は滅失した場合、その損害を賠償しなければならない。

(事務手続き)

第１２条　使用の申請及び許可に係る事務手続きは、本センターの事務室が行うものとする。

（雑則）

第１３条　この内規に定めるもののほか、東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）

の使用に関し必要な事項は、センター長が別に定めるものとする。

附　則

１　この内規は、平成２９年４月１１日から施行し、平成２９年４月１日より適用する。

２　東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）使用内規（平成２７年１１月２日セ

ンター長裁定）は廃止する。

附　則（令和元年１０月１日改正）

この内規は、令和元年１０月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 室　名 | １時間当たりの使用料（学内者） |
| ラウンジ | ６，０５０円 |
| 講義室（９６席） | ５，５００円 |

別記様式第1号

令和　　年　　月　　日

　　　　研究推進・支援機構知の創出センター長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）使用申請書

　下記のとおり使用したいので申し込みます。なお、許可された上は、使用条件を遵守し使用します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　場　所 | 講義室　　　　・　　　ラウンジ  ＊希望する場所に○を付けてください。 |
| 使　用　目　的 |  |
| 使　用　期　間 | 令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  ＊使用可能時間は、平日の9:00～17:00を原則とします。 |
| 備　　　　　考 | 利用予定人数等  担当者  ＊利用予定人数、担当者名、連絡先等情報について記載願います。 |

別記様式第2号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研究推進・支援機構知の創出センター長

東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）使用許可書

　東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）の使用を下記のとおり許可する。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　場　所 | 講義室　　　　・　　　ラウンジ |
| 使　用　目　的 |  |
| 使　用　期　間 | 令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで） |
| 使　用　条　件 | 別紙「東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）の使用について」に従い、使用願います。 |

別記様式第3号

令和　　年　　月　　日

　　　　研究推進・支援機構知の創出センター長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

東北大学知の館（TOKYO ELECTRON House of Creativity）使用（変更・取止め）届

　下記のとおり使用したいので申し込みます。なお、許可された上は、使用条件を遵守し使用します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　場　所 | 講義室　　　　・　　　ラウンジ  ＊希望する場所に○を付けてください。 |
| 変更・取止め理由 |  |
| 使　用　期　間 | 令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで）  令和　　年　　月　　日（　　　時　　分～　　時　　分まで） |